

別表五(二)

「租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人税及び地方法人税の各欄	各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 14」及び「差引地方法人税額 42」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び地方法人税」の各欄に記載します。	
	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、前期分のこの明細書の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額になります。	前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の法人税額等を基礎として記載します。
	「当期発生税額②」の「中間3」及び「確定4」	(1) 「中間3」には、当期の中間分の税額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の「差引確定法人税額 16」及び「差引確定地方法人税額 44」の金額の合計額を記載します。	中間分の法人税額及び地方法人税額の合計額が確定分の法人税額及び地方法人税額の合計額を超える場合には、「確定4」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した法人税額及び地方法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。この外書の金額は、「⑥」に移記する必要はありません。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五(一)の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合、「⑤」の外書の金額は、別表四の「加算」の空欄にも記載することとなります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税及び道府県民税」の各欄	「 期末現在未納税額⑥ 」	「確定4」に記載することとなる金額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付けます。）します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定4」の「②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	この外書の金額は、別表五(一)の空欄に「未収還付法人税」等と記載の上「当期の増減」の「増③」に記載します。
	「 計5 」	「当期中の納付税額」の各欄の金額を合計した金額は、別表五(一)の「未納法人税及び未納道府県民税（附帯税を除く。）28」の「減②」の金額と符合します。	
「道府県民税」の各欄	各欄共通	原則として「法人税及び道府県民税」の各欄の記載に準じます。	基本税額（均等割額を含みます。）のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
	「 期首現在未納税額① 」の「 6 」及び「 7 」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「 当期発生税額② 」の「 中間8 」及び「 確定9 」	「中間8」及び「確定9」には、その事業年度の法人税を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税及び道府県民税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄		「16」から「18」までの各欄 「道府県民税」の「6」から「8」までの記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「17」の「②」に記載します。 なお、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額は、事業税の額に含めて記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前期までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。 左記の「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、令和元年10月1日以後、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法（地方税等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項（地方法人特別

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「事業税」の各欄			税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）」と読み替えて記載してください。
	「仮払経理による納付④」	別表四の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四で加算することになります。
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」の各欄	「法人税及び地方法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「20」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「延滞金（延納に係るもの）21」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）26」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「32」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税」等と記載します。	「32」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五(一)の「納税充当金27」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四には関係させません。
	「損金算入のもの36」	「利子税20」から「23」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「損金不算入のもの37」	「加算税及び加算金24」から「29」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「38」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等34」から「損金不算入のもの37」まで及び「仮払税金消却39」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却39」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金27」の「減②」に同額を記載します。